

○役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱

平成14年11月29日

告示第1481号

改正	平成15年2月25日告示第229号	平成16年8月17日告示第1513号
	平成17年3月29日告示第494号	平成18年2月24日告示第335号
	平成19年3月23日告示第477号	平成20年3月28日告示第544号
	平成21年3月31日告示第464号	平成23年8月26日告示第863号
	平成23年11月18日告示第1105号	平成26年6月24日告示第717号
	平成28年9月2日告示第836号	平成30年6月29日告示第719号
	令和3年3月30日告示第463号	令和4年3月29日告示第316号
	令和7年3月28日告示第297号	令和7年10月31日告示第634号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定めた。

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、他に定めがあるものを除くほか、県が発注する役務の提供等の業務に関する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役務の提供等の業務 別表に掲げる業務をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 営業所等 営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）をいう。

ア 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

（入札参加資格者）

第3条 入札に参加することができる者は、第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者（以下「入札参加資格者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消されている者
- (2) 第10条第2項の規定により2年間の範囲内で知事が定める期間入札に参加させないこととされている者で当該期間が終了していないもの

（資格審査の申請）

第4条 資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 営業概要書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第2号様式の2）
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 個人にあっては、令第167条の4第1項に規定する者でないことを証する書類
- (5) 法人その他の団体にあっては、申請書を提出する日の直前1事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書
- (6) 個人にあっては、直近の所得税確定申告書の写し
- (7) 有資格職員名簿（別記第3号様式）及びそれを証する書類
- (8) 入札対象業務に係る事業について許可、認可等を必要とする場合にあっては、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (9) 納税証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書
 - イ 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を

有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納の税額がないことの証明書

(10) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の規定により添付すべき書類は、知事がこれにより難いと認めるときは、これと同等とみなされる他の書類に代え、又は提出を省略することができる。
- 3 申請書の提出期間は、平成23年及び同年後2年ごとに到来する年（以下「基準年」という。）の10月1日から同月31日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る入札に参加しようとするときその他知事が特に必要と認めるときは、随時とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、同項本文に規定する提出期間を変更することがある。この場合においては、知事は、変更後の提出期間を遅滞なく公告するものとする。

（資格審査の申請ができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 前条第1項第8号の許可、認可等を受けていない者
- (3) 資格審査の申請の日の直前の月末（以下「審査基準日」という。）現在で、営業開始後2年を経過していない者又は審査基準日以前において営業を休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 第10条の規定により入札参加資格を取り消された者で審査基準日においてその処分の日から2年を経過していないもの
- (5) 暴力団
- (6) その役員等が、次のいずれかに該当する法人等
 - ア 暴力団員等
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していいる者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

(7) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
(資格審査の時期)

第6条 資格審査（第4条第3項ただし書に規定するものを除く。）は、基準年に定期的に行うものとする。

2 第4条第3項ただし書に規定する資格審査については、隨時行うものとする。
(資格審査の実施)

第7条 知事は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について資格審査を行うものとする。

(1) 経営の規模

ア 売上高
イ 資本金等
ウ 職員の状況
エ 機械及び器具等の保有状況

(2) 経営の状況

ア 経営成績
イ 営業履歴

2 知事は、前項に定めるもののほか、第5条第5号から第7号までに掲げる者に該当するかどうかの審査をするため、警察本部長の意見を聞くものとする。

3 知事は、前2項の審査を行ったときは、別表に掲げる業務ごとに入札参加資格の有無を決定し、その結果を書面により当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 前条第3項の規定により決定された入札参加資格の有効期間は、同項の規定により入札参加資格を有すると決定された日後最初に到来する1月1日から同日後最初に到来する基準年の12月31日までとする。ただし、第4条第3項ただし書に規定する資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、前条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された日から同日後最初に到来する基準年の12月31日までとする。

(変更等の届出)

第9条 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、変更等届（役務の提供等）（別記第4号様式）により遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1項第8号の許可、認可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (3) 住所又は氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所及び営業所等の所在地、名称又は代表者若しくは役員等の氏名)に変更があったとき。
- (4) 営業を休止し、再開し、又は廃止したとき。

2 前項の場合において、届出事項が氏名(法人その他の団体にあっては、その代表者又は役員等の氏名)の変更であるときは、届出者は、変更等届(役務の提供等)に誓約書を添付しなければならない。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

3 第1項の場合において、入札参加資格者の死亡、破産、解散又は合併により入札参加資格の決定に係る業務を廃止したときは、同項の規定による届出は、その相続人、破産管財人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が行わなければならない。

(入札参加資格の取消し等)

第10条 知事は、入札参加資格者が令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったと判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後2年間の範囲内で知事が定める期間入札に参加させないことがある。

- (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であると知事が認める者
- (2) 第5条第2号に該当するに至った者及び同条第5号から第7号までのいずれかに該当する者であると知事が認める者
- (3) 虚偽の申請その他不正の方法により入札参加資格を得た者
- (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められる者
- (5) その他知事が県の契約の相手方として不適当であると認める者

3 知事は、前2項の規定により入札参加資格を取り消し、又は2年間の範囲内で知事が定める期間入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は平成14年11月29日から施行し、平成15年4月1日以後に締結する役務の提供

等の業務に関する契約に係る入札について適用する。

- 2 平成14年を基準年とする資格審査（第4条第3項ただし書に規定するものを除く。）に係る申請書の提出期間は、同項本文の規定にかかわらず、平成14年12月16日から平成15年3月3日までの間とする。
- 3 平成14年を基準年とする資格審査（第4条第3項ただし書に規定するものを除く。）に係る入札参加資格の有効期間は、第8条本文の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された日から平成15年12月31日までとする。

附 則（平成15年2月25日告示第229号）

この要綱は、平成15年2月25日から施行する。

附 則（平成16年8月17日告示第1513号）

この要綱は、平成16年8月17日から施行する。

附 則（平成17年3月29日告示第494号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日告示第335号）

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

附 則（平成19年3月23日告示第477号）

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成20年3月28日告示第544号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第464号）

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成23年8月26日告示第863号）

この要綱は、平成23年8月26日から施行する。

附 則（平成23年11月18日告示第1105号）

- 1 この要綱は、平成23年11月18日から施行する。
- 2 改正後の役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「新要綱」という。）第2条から第5条まで、第7条から第10条まで、別記第2号様式の2及び別記第4号様式の規定は、平成24年1月1日以後に締結する役務の提供等の業務に関する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格の審査について適用する。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の役務の提供等の業務に関する契約に係る

競争入札参加資格審査要綱第4条第1項第10号の規定により提出された誓約書及び役員等名簿は、新要綱第4条第1項第2号の規定により提出された誓約書とみなす。

附 則 (平成26年6月24日告示第717号)

- この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 改正後の役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

附 則 (平成28年9月2日告示第836号)

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日告示第719号)

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第463号)

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第316号)

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日告示第297号)

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

附 則 (令和7年10月31日告示第634号)

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

別表 (第2条関係)

役務の提供等の業務

1	情報処理業務
2	システム開発業務
3	コンピュータ関連保守業務
4	OA関連研修業務
5	OA機器賃貸業務
6	医療機器賃貸業務
7	車両賃貸業務
8	寝具類賃貸業務
9	中央監視制御設備賃貸業務
10	空気調和設備賃貸業務
11	電話交換設備賃貸業務

12	蓄電池設備賃貸業務
13	広告業務
14	受付・案内業務
15	ダイオキシン類調査等業務
16	埋蔵文化財発掘調査業務
17	臨床検査業務
18	薬剤空中散布業務
19	旅客運送業務
20	貨物運送業務
21	給食業務
22	複写サービス業務
23	電気通信サービス業務
24	旅行業務
25	気象予報業務
26	会場設営業務
27	パーキング・メーター管理等業務
28	森林整備業務
29	指定管理鳥獣捕獲等事業業務
30	損害保険業務

別記第1号様式(第4条関係)

入札参加資格審査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

FAX番号

鹿児島県が発注する下記の役務の提供等の業務に関する契約に係る入札参加資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

資格審査を希望する役務の提供等の業務

業務名	希望する業務	業務名	希望する業務
情報処理業務		埋蔵文化財発掘調査業務	
システム開発業務		臨床検査業務	
コンピュータ関連保守業務		薬剤空中散布業務	
OA関連研修業務		旅客運送業務	
OA機器賃貸業務		貨物運送業務	
医療機器賃貸業務		給食業務	
車両賃貸業務		複写サービス業務	
寝具類賃貸業務		電気通信サービス業務	
中央監視制御設備賃貸業務		旅行業務	
空気調和設備賃貸業務		気象予報業務	
電話交換設備賃貸業務		会場設備営業	
蓄電池設備賃貸業務		パーキング・メーター管理等業務	
広告業務		森林整備業務	
受付・案内業務		指定管理鳥獣捕獲等事業業務	
ダイオキシン類調査等業務		損害保険業務	

注 資格審査を希望する業務について、「希望する業務」の欄に○印を付けてください。

第2号様式(第4条関係)

営業概要書

(ふりがな)

氏名又は名称

1 経営の規模

売上高	業務名	決算期別	直前第2年度決算			直前第1年度決算		
			年	月	日から	年	月	日から
					年月日まで			年月日まで
					千円			千円
					千円			千円
					千円			千円
					千円			千円
					千円			千円
					千円			千円
資本金等	資本金又は元入金		千円	外国資本の割合 (出資国名)			%	
職員の状況	区分	事務営業	技術	労務	工員	その他	合計	
	常雇用職員	人	人	人	人	人	人	
	有資格職員	人	人	人	人	人	人	
	臨時雇職員	人	人	人	人	人	人	
機械及び器具等の保有状況	機種	性能				台数	業務名	
	機械							
	車両							
	運搬具							
	工具器具備品							

2 経営の状況

経営成績	直前第2年度決算(A)		直前第1年度決算(B)		伸び率((B-A)/A)%
	営業利益	千円	千円	千円	
	経常利益	千円	千円	千円	
	税引前当期利益	千円	千円	千円	
営業履歴	創業	年 月	転廃業(休業)	年 月～ 年 月	
	現組織への変更	年 月	審査基準日	現在の営業年数	年 月

3 過去2箇年間における国又は地方公共団体との契約実績

業務名	契約年月日	契約先	契約金額
			千円

注 過去2箇年間における国(公団を含む。)又は地方公共団体との1件当たりの契約額が最高のものを、業務ごとに記入してください。なお、契約実績がない場合は、記入は不要です。

4 営業希望地区

取引予定事業所名			営業希望地区
申請書(本社)			
支店・営業所	所在地	名称	「営業希望地区」の欄には、取引予定事業所ごとに営業を希望する地域を次の地域区分の番号により記入してください。 (地域区分)
			01 全 県
			02 県央地区
			03 南薩地区
			04 北薩地区
			05 大隅地区
			06 熊毛地区
			07 奄美地区

5 営業上の許可、認可等

業務名	許可、認可等の名称	有効期間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

第2号様式の2(第4条, 第9条関係)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「要綱」という。)第7条第2項に規定する審査のため、下記の事項について、鹿児島県知事が鹿児島県警察本部長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

注1 自己及び自社の役員等の名簿(別紙)を添付してください。

2 「役員等」とは、要綱第2条第6号のとおりです。

(別紙)

自己及び自社の役員等の名簿

注1 代表者も含めて作成してください。

2 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

3 この名簿に記載されている個人情報については、要綱第7条第2項に規定する審査に必要な範囲内で、他の行政庁に情報提供することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。

第3号様式(第4条関係)

有資格職員名簿

氏名	法令等による業務資格			経験年数
	名称	取得年月日	有効期限	
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月
		年月日	年月日	年月

注1 営業概要書(別記第2号様式)の「1 経営の規模」の「職員の状況」の「有資格職員」

の欄の職員について記入してください。

2 「経験年数」の欄には、申請日の直前の月末現在における経験年数を記入してください。

第4号様式(第9条関係)

変更等届(役務の提供等)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあっては、主
たる事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

下記のとおり変更等があつたので届け出ます。

記

1 身分の変更

該当する身分	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者・破産者で復権を得ない者
身分の変更年月日	年 月 日

2 事業に必要な許可、認可等の失効又は取消し

許可、認可等の名称	
失効又は取消しの年月日	年 月 日

3 住所又は氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所及び営業所等の所在地、名称又は代表者若しくは役員等の氏名)の変更

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

4 営業の休止、再開又は廃止

休止、再開又は廃止の別	
休止、再開又は廃止の年月日	年 月 日